

相馬市耐震改修促進計画 (改定)

令和5年5月

相 馬 市

目 次

- 1 基本方針
- 2 住宅、建築物等耐震化の実施に関する目標
 - (1) 想定される地震の規模、被害の状況
 - (2) 耐震化の現状
 - (3) 耐震化の目標設定
- 3 住宅、建築物等耐震化を促進する施策
 - (1) 耐震診断・改修及びブロック塀等の安全に係る基本的な取り組み方針
 - (2) 耐震診断・改修及びブロック塀等の安全の促進を図るための支援策
 - (3) 安心して耐震化を行うことができるための環境整備
 - (4) 地震時の建築物の総合的な安全対策
 - (5) 優先的に着手すべき建築物等の設定
- 4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及
 - (1) ハザードマップの作成・公表
 - (2) 相談体制の整備
 - (3) パンフレットの作成とその活用
 - (4) リフォームに合わせた耐震改修の誘導
 - (5) 自主防災組織等との連携
- 5 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

資 料

1 基本方針

我が国は、世界で有数の地震大国と言われ、首都直下地震、南海トラフ地震など巨大地震発生の切迫性が指摘されており、本県周辺においても、宮城県沖地震の発生が高い確率で予想されているなど地震災害への対策が重要な課題となっています。

過去の大規模地震を振り返ると、平成7年に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）は、マグニチュード（M）7.3、最大震度7という都市直下型地震であり、倒壊した住宅・建築物等が6,434人も、尊い生命を奪っただけでなく、多くの人々の避難や救援・救助活動を妨げ、被害を拡大させました。

その後も、平成16年の新潟中越地震、平成17年の福岡県西方沖地震、平成19年の新潟県中越沖地震、平成20年の岩手・宮城内陸地震など近隣県を含めて大規模地震が頻発し、平成23年3月11日には、東北地方太平洋沖地震が発生しました。この大地震は、三陸沖を震源とするマグニチュード（M）9.0の地震で、本県など4県で震度6強以上を観測し、およそ2万人近い死者と2,500人を超える行方不明者を出すなど、自然災害としては戦後最大となる甚大な被害（以下、本計画において「東日本大震災」という。）をもたらしました。

そして、10年後となる令和3年2月及び令和4年3月には、マグニチュード（M）7.3、最大震度6強の地震が福島県沖で発生し、本市は再び大きな被害（以下、「福島県沖地震」という。）を受けることとなりました。

このように、地震は、いつ、どこで発生するか分からず、我々の身近なところで起こる避けることのできない事象であることから、様々な分野で地震発生時の被害を可能な限り軽減できるよう、平時から十分に備えておくことが極めて重要であり、建築分野においては、住宅・建築物の耐震化や減災化を計画的に進めていくことが求められています。

本計画は、本市が住宅・建築物の耐震化を促進していくための基礎となるものであり、耐震化に係るこれまでの取組状況や社会情勢等の変化、国が掲げた新たな耐震化目標や基本的な方針等を踏まえながら、これまでの計画に必要な見直しを加えた第2期の相馬市耐震改修促進計画となります。

2 住宅、建築物等耐震化の実施に関する目標

(1) 想定される地震の規模、被害の状況

福島県地域防災計画によると、相馬市においては、「双葉断層地震」が、大きな影響を及ぼす地震として想定されています。また、本市は「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」について防災対策推進地域¹⁾に指定されています。

下表に想定される地震の規模・被害の状況の概要を示します。

表 1 定量被害想定結果の概要（福島県地域防災計画/地震・津波災害対策編 令和3年3月修正）

想定区分	①福島盆地西縁断層帯	②会津盆地西縁断層帯	③双葉断層	④福島県沖
想定地震	M7.0 W=5km D=10km	M7.0 W=5km D=10km	M7.0 W=5km D=10km	M7.7 浅部 D=20km
想定震度	最大6強	最大6強	最大6強	最大6弱
木造大破棟	11,306 棟	11,301 棟	7,723 棟	4,733 棟
非木造破壊棟	497 棟	342 棟	217 棟	158 棟
死者 (夜/昼)	840 人/327 人	749 人/278 人	553 人/203 人	346 人/131 人
負傷者 (夜/昼)	4,324 人/4,343 人	4,604 人/4,476 人	2,908 人/2,948 人	1,632 人/1,661 人
避難者	51,621 人	38,366 人	28,599 人	35,798 人

(数値は想定影響地域の総計を示しています。)

注1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条の規定により内閣総理大臣が指定

(2) 耐震化の現状

建築物の耐震化に関する目標は、これまで平成21年度時点における住宅及び特定建築物の耐震化率を90%以上としてきましたが、いずれも90%に満たず、目標達成には至りませんでした。

本計画では、この結果及び耐震化の現状を踏まえた上で、特に住宅に重点化し、本市における耐震化の目標値を設定します。

① 住宅

平成30年の住宅・土地統計調査によると、市内の住宅総数約9,900戸のうち、約8,400戸の住宅は耐震性能があると推計され、耐震化率は84.5%となっています。

表2 住宅の耐震化の現状（単位：戸数） 平成30年住宅・土地統計調査より

区分	昭和56年以降の住宅 ①	昭和55年以前の住宅 ②	住宅数 ④ (①+②)	耐震性有住宅数 ⑤ (①+③)	耐震化率 (%) ⑤/④
		うち耐震性有③			
木造	6,800	2,800	9,700	8,200	84.5%
		1,400			
非木造	150	50	200	190	95.0%
		0			
合計	7,000	2,900	9,900	8,400	84.8%
		1,400			

※木造は、木造及び防火木造とし、非木造は、鉄筋・鉄骨コンクリート造、鉄骨造及びその他とした。

② 特定建築物

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（以下「法」という。）に規定する特定建築物は、令和2年3月末時点で125棟存在しており、このうち94棟（75.2%）が耐震性能を有することを確認しています。

法第14条第一号に規定する多数の者が利用する特定建築物（新耐震基準の建築物を含む。）が令和2年3月現在で109棟存在し、このうち94棟（86.2%）の建築物については耐震性能を有することを確認しており、15棟（13.8%）については、耐震診断を行っていないか又は耐震性能が無い状況にあります。

また、法第14条第二号に規定する危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物が4棟となっており、耐震診断を行っていないか又は耐震性能が無い状況にあります。

なお、法14条第三号に規定する地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路（福島県地域防災計画の緊急輸送路に限る。）の通行を妨げ、多数の者の避難を困難とする恐れのある建築物は12棟となっており、耐震診断を行っていないか又は耐震性能が無い状況にあります。

表 3 特定建築物の耐震化の状況（単位：棟）

令和 5 年 3 月末

区 分	昭和 56 年 6 月以降の 建築 ①	昭和 56 年 5 月 以前の建築②	建築物数 ④ (①+②)	耐震性有 建築物数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) ⑤/④
		うち 耐震性有③			
特定建築物	81	43	124	94	75.8%
		13			
	43	19	62	55	88.7%
		12			
	38	24	62	39	62.9%
		1			

表 4 特定建築物の耐震化の状況（単位：棟）

令和 5 年 3 月末

区 分	昭和 56 年 6 月以降の 建築 ①	昭和 56 年 5 月 前の建築②	建築物数 ④ (①+②)	耐震性有 建築物数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) ⑤/④
		うち 耐震性有③			
法第 14 条 第 1 号	81	27	108	94	87.0%
		13			
法第 14 条 第 2 号	0	4	4	0	0.0%
		0			
法第 14 条 第 3 号	0	12	12	0	0.0%
		0			
合計	81	43	124	94	75.8%
		13			

③市有建築物

法第14条第一号に規定する多数の者が利用する特定建築物（新耐震基準の建築物を含む。）が令和2年3月現在で38棟存在し、全ての建築物（100.0%）については耐震性能を有することを確認しております。

表5 市有建築物の耐震化の状況（単位：棟）

令和5年3月末

区 分		昭和56年 6月以降の 建築 ①	昭和56年5月 前の建築②	建築物数 ④ (①+②)	耐震性有 建築物数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) (令和2年度末) ⑤/④
			うち 耐震性有③			
防災上重要建築物	①防災拠点 施設 (庁舎、公益上 必要な施設)	1	0	1	1	100.0%
			0			
	②避難施設 (学校、体育 館)	16	8	24	24	100.0%
			8			
	③緊急医療 施設 (病院、診療所 等)	0	0	0	0	—
			0			
小計		17	8	25	25	100.0%
			8			
特定建築物		13	0	13	13	100.0%
			0			
合 計		30	8	38	38	100.0%
			8			

(3) 耐震化の目標設定

本計画において掲げる耐震化率の目標は表5のとおりとします。

表6 建築物の耐震化の目標値

区 分	計画策定時 (H21 年度)	現況	中間目標値 (R9 年度)	最終目標値 (R14 年度)
住宅 (※国の住宅・土地統計調査)	70.7% (H15 調査)	84.9% (H30 調査)	90%	概ね解消
特定建築物	59.3%	75.2% (R2 年度末)	－	概ね解消

※中間目標値は、対象建築物の耐震診断結果及び改修計画の報告を踏まえ、耐震化の進捗等を検証した上で確定する。

地震による被害を軽減するためには、建築物ストックの多数を占める住宅の倒壊等を概ね減らすことが重要であり、本市では、福島県耐震改修促進計画を踏まえて、令和12年度末までに、耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標とします。

なお、住宅の耐震化目標の達成状況については、5年毎に実施される住宅・土地統計調査の結果が公表され次第、速やかに分析・推計し、検証します。

特定建築物については、早期に耐震化が完了するよう、毎年、各施設の進捗状況を把握するとともに、必要に応じて関係部局・県と連携し、適切な対策を講じながら、確実に対象建築物の耐震化を進めます。

3 住宅、建築物等耐震化を促進する施策

(1) 耐震診断、耐震改修及びブロック塀等の安全に係る基本的な取り組み方針

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題・地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。市は、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断、耐震改修及びブロック塀等の安全対策を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている問題を解決に努めることを基本的な取り組み方針とします。

(2) 耐震診断、耐震改修及びブロック塀等の安全の促進を図るための支援策

市民に対し建築物の耐震診断、耐震改修及びブロック塀等の安全対策の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、建物の所有者等が耐震診断、耐震改修及びブロック塀等の安全対策に取り組む際に負担軽減となるよう補助制度と国の税制（耐震改修促進税制、住宅ローン減税）を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図っていきます。

市は、木造住宅の所有者が耐震診断を行う場合の費用の一部を負担するために、「相馬市木造住宅耐震診断者派遣事業」を平成25年度より施行しています。（国、県費から診断費用の補助含む）

表7 木造住宅耐震診断者派遣事業の概要

対象住宅	旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に建築着手）により建設された戸建て住宅で、所有者自ら居住する「在来軸組工法」「伝統的工法」「枠組壁工法」等による木造3階建て以下の住宅
対象者	住宅の所有者、自ら居住する者
診断費用の個人負担	一律 7,500円
診断費用の負担割合	国：1/2 県：1/4 市：1/4

市は、耐震改修促進計画が円滑に推進できるよう、耐震改修を行う住宅を対象に費用の一部負担をするため「相馬市木造住宅耐震改修支援事業」を平成25年度より施行しています。

表8 木造住宅耐震改修事業の概要

対象住宅	木造住宅耐震診断者派遣事業あるいは福島県木造住宅耐震診断要綱により、倒壊するおそれがあると判定された住宅（耐震性能が上部構造評点1以下の住宅）
対象者	住宅の所有者、かつ自ら居住する者
補助対象改修費用の上限	一般耐震改修工事 100万円 簡易耐震改修工事及び部分耐震改修工事 60万円 改修費用の4/5以内かつ補助対象費用の上限以内

市は、地震時に安全・安心な避難路を確保できるよう、市内に存する道路に面し、地震時により倒壊の恐れのあるブロック塀等の撤去・改築等を行う所有者等を対象に費用の一部負担をするため「相馬市ブロック塀等安全対策促進事業」を令和３年度より施行しています。

表９ ブロック塀等安全対策促進事業の概要

対象ブロック塀等	道路沿いにあるブロック塀等のうち、法に適合しない、又は地震等で倒壊するおそれのあるブロック塀等であるもの。
対象者	所有者（個人に限る）
補助対象費用の上限	取り壊し、改修または建替えのための経費、取り壊した廃棄物の運搬及び処分のための費用 １０万円 費用の２／３以内かつ補助対象費用の上限以内

（３）安心して耐震改修を行うことができるための環境整備

① 適正な耐震診断体制の整備

現地調査の手法、体制（建築士と大工の２名以上）、報告書様式、写真等データの作成方法等を定めた「福島県木造住宅耐震診断（一般診断法）実施要領」を活用するとともに、地域の建築士及び大工・工務店が連携した体制の整備に努めます。

② 市民への啓発活動

耐震診断並びに耐震改修に関する各制度等を、市の広報誌及びホームページ等に定期的に掲載し、市民の防災意識の向上に努めます。また、区長会など、市が主催する各種会議等で積極的な広報に努めます。

③ 耐震診断・改修の技術力の向上

市内の建築士及び大工・工務店の耐震診断や耐震改修に関する技術力の向上を図るため、福島県が実施する講習会等への積極的な参加を呼びかけます。

（４）地震時の建築物の総合的な安全対策

① 事前の対策

平成23年3月の東日本大震災や平成30年6月の大阪北部地震の被害状況から、ブロック塀の安全対策、看板や外壁タイルの落下防止対策、窓ガラスの飛散対策、大規模空間を持つ建築物の天井の落下防止対策の必要性が改めて指摘されています。

このため、市では県と連携し被害の発生するおそれのある建築物を把握するとともに、建築物所有者へ必要な対策を講じるよう引き続き指導をしていきます。

② 地震発生時の対応

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の応急危険度判定が必要な場合は、市は判定実施本部等を設置し、県へ応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受入を行い、迅速な応急危険度判定を実施できる体制を執るなど必要な措置を講じます。また、地震発生直後の建築物等の被害状況を速やかに把握するための体制整備について検討します。さらには、被災建築物の復旧のための相談を総合的に受けられるよう、その体制整備について検討します。

(5) 優先的に着手すべき建築物等の設定

① 優先的に着手すべき建築物

優先的に耐震化に着手すべき建築物は、次のとおりとします。

- ・ 地震が発生した場合において、災害応急対策の拠点となる建築物、医療活動の中心となる建築物及び避難所となる建築物その他防災上特に重要な建築物
- ・ 耐震改修促進法に規定する特定建築物
- ・ 木造住宅

② 重点的に耐震化すべき区域

重点的に耐震化すべき区域は、福島県地域防災計画で指定されている緊急輸送路等の沿道及び市で定める避難場所、避難所、避難路とします。

表 8 緊急輸送路線（福島県地域防災計画）

種別	路線名	区間	備考
国道	国道 6 号線	茨城県境～宮城県境	第 1 次確保路線
	国道 1 1 3 号線	相馬港線～宮城県境	
	国道 1 1 5 号線	国道 6 号～国道 4 号	
高速自動車道	常磐自動車道	茨城県境～宮城県境	
	東北中央自動車道	相馬 IC～桑折 JCT	
一般県道	相馬港線	全線	
臨港道路	相馬臨港道路	臨港道路 3 号ふ頭内線～幹線臨港道路 1 号線～県道相馬亘理線	第 2 次確保路線
主要地方道	相馬亘理線	国道 6 号～新地町停車場釣師線	
	相馬浪江線	国道 1 1 5 号～草野大倉鹿島線	
臨港道路	相馬臨港道路	相馬亘理線～相馬港湾建設事務所	

4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) ハザードマップの作成・公表

市では、3の(5)①優先的に着手すべき建築物、②重点的に耐震化すべき区域に掲げた建築物、緊急輸送路線、避難場所、避難所、避難路等を記載した地図を作成し、公表に努めます。また、福島県の支援と協力により、建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震ハザードマップ）の作成を検討します。

(2) 相談体制の整備

建築物所有者等からの耐震診断及び耐震改修の相談や、耐震診断の申込窓口を建設部建築課とし、福島県の指導、協力のもと相談体制の整備に努めます。

また、各種補助事業や耐震改修促進税制等の申請を、各担当窓口で出来るよう相談体制の充実を図ります。

(3) パンフレットの作成とその活用

福島県が作成した「大地震に備えて耐震診断を受けましょう（福島県住宅耐震診断促進事業の概要紹介）」や、今後作成が予定されるパンフレットを活用し、住宅の耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努めます。また、建築物防災週間や違反建築物防止週間等の機会を捉え、集中的な普及啓発を図ります。

(4) リフォームに合わせた耐震改修の誘導

耐震改修が進まない大きな理由としては、耐震改修に要する相当な費用負担が考えられますが、リフォームとあわせて耐震改修を行うことは、効率的であり負担軽減も図れることから、リフォームの相談窓口において、その有効性について積極的に情報を提供し誘導していくとともに、建築士や建設業者とも連携を図りながらリフォームに合わせた耐震改修への誘導に努めます。

(5) 自主防災組織等との連携

地震等の災害に関する防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」、「自らの地域は、地域の皆で守る」ことであり、地域が連携して地震対策を講じることが重要です。また、一人暮らし高齢者や障害者等、災害時要援護者になりやすい世帯の把握は地域の協力を得なければ難しく、自主防災組織等地域と行政との連携も重要です。

市は、各地域での防災訓練や行政区内における地震発生時の危険箇所等の点検を計画し、これらを通じて耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努めるとともに、災害時要援護者となりやすい世帯等の把握に努めます。

5 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) 本計画は、原則として10年ごとに、社会情勢の変化や耐震化の進捗状況等を勘案しながら、見直しを実施することとします。

なお、耐震改修促進計画を策定するにあたり、必要な事項は別途定めます。

(2) 本計画は令和5年5月に主に下記の項目について見直しを行いました。

①計画期間を令和14年度まで延長しました。

②住宅の耐震化の数値及び耐震化率について、住宅・土地統計調査による数値を平成15年度版から平成30年度版に修正しました。

また、特定建築物の耐震化率を令和4年度版に修正しました。

③新たに耐震診断・耐震改修支援策として、木造住宅耐震診断者派遣事業及び木造住宅耐震改修支援事業、ブロック塀等安全対策促進事業の実施を盛り込みました。

(3) 相馬市耐震改修促進計画の改定経過

- ・平成21年3月策定
- ・令和5年5月改定